

鹿児島県外来種対策基本方針を策定しました



(アライグマ)



(ファイリマングース)



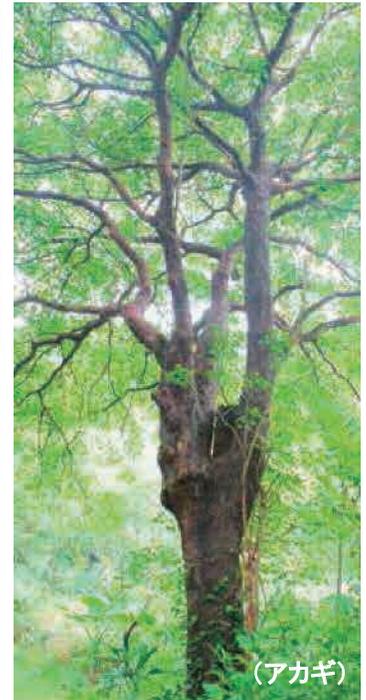
(カミツキガメ)



(アフリカマイマイ)



(オオクチバス)



(アカギ)

方針策定の背景

鹿児島県は、3つの気候帯を有するとともに、島嶼が多いことなどから、独自の固有種や希少種が多く生息・生育するなど、生物多様性に恵まれた地域です。

しかしながら、奄美大島や県本土のマングース、屋久島のタヌキなど、本来、そこに生息・生育していなかった外来種が野生化し定着することにより、希少種の存続が脅かされるなどの、生態系への被害やそのおそれが生じています。

また、在来種であっても、隣の島に移動させるだけで外来種になり得るといふ本県特有の特徴から、県内での生物の移動についても慎重に取り扱わなければなりません。

このため、本県の生態系や農林水産業、県民の生活に被害を及ぼし、あるいは及ぼすおそれのある外来種の問題について、広く県民に認識や理解の促進を図るとともに、行政、事業者等が連携して適切な対策を講じていくことが重要となっています。



図 鹿児島県の3つの気候帯と植生



捕獲されたマングース

鹿児島県に侵入が確認されている特定外来生物

分類	種類数	種名
哺乳類	2種	フイリマンゲース, アライグマ
鳥類	2種	ガビチョウ, ソウシチョウ
爬虫類	1種	カミツキガメ
両生類	2種	ウシガエル, シロアゴガエル
魚類	4種	ブルーギル, オオクチバス, カダヤシ, チャネルキャットフィッシュ
クモ・サソリ類	1種	ゴケグモ類 (セアカゴケグモ・ハイイロゴケグモ)
軟体動物類	1種	ニューギニアヤリガタリクウズムシ
植物	9種	ボタンウキクサ, オオフサモ, アゾラ・クリスタータ, オオキンケイギク, ナルトサワギク, アレチウリ, スパルティナ属, ナガエツルノゲイトウ, ウスゲオオバナミズキンバイ



ウシガエル



オオキンケイギク

特定外来生物とは

- ◆外来生物法に基づき、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれがある外来生物(海外起源の外来種)の中から環境大臣が指定します。
- ◆2017年3月現在、132種類が特定外来生物に指定されています。
鹿児島県では、そのうち22種類の侵入が確認されています。

◆規制される事項



※ 生態系被害防止外来種リスト(環境省)から引用

鹿児島県外来種対策基本方針の概要 (H29.3策定)

第1

基本方針の位置付け

本県の豊かな生物多様性の確保, 人の生命・身体の保護, 農林水産業の健全な発展を図るため, 外来種による被害の防止に関する基本的な考え方を整理するとともに, 県, 市町村, 事業者, 県民など県内の多様な主体が連携して外来種問題に取り組むための行動指針

第2

外来種対策の動向

国内外の動向

- ・IUCNは平成13年, 「世界の侵略的外来種ワースト100」を公表
- ・国は平成16年, 「外来生物法」を制定
- ・平成27年3月には, 「外来種被害防止行動計画」や, 「生態系等被害防止リスト」を策定
- ・他県でも, 外来種条例の制定等の取組が進展

県のこれまでの取組

- ・平成25年度, 「生物多様性鹿児島県戦略」を策定
- ・平成26年度, 「鹿児島県外来種対策検討委員会」を設置
- ・平成27年度, 「鹿児島県外来種リスト」, 「鹿児島県侵入警戒外来種リスト」, 「鹿児島県侵略的外来種付表」を作成

第3

外来種対策の基本的考え方

外来種対策の5つの視点

- 1 外来種に対する正しい認識を持つ
県民全体への外来種問題や対策の必要性の浸透
- 2 予防的観点を重視する - 外来種被害予防三原則 -
「入れない」・「捨てない」・「拡げない」の遵守
- 3 防除は早期発見・早期防除を原則とし対策の優先度を考慮する
限られた費用・労力での効果的・効率的な防除の推進
- 4 国内・県内由来外来種の対策を強化する
県本土の「在来種」は島では「外来種」
- 5 科学的知見を集積する
「鹿児島県外来種リスト」等の更新と防除手法の収集

第4 第5

被害の予防と防除の取組方針

被害の予防

- ・適正な管理の実施
- ・非意図的な侵入の予防

防除

- ・防除の優先度の考え方
- ・防除の優先度の評価方法

第6

推進体制

推進体制

各主体が社会的役割に応じ, 連携又は協働して取り組むことが重要

国

・外来生物法に基づく行為規制や, 外来種被害防止行動計画に基づく総合的な外来種対策の推進

県

・地域における総合的な外来種対策の推進
・情報収集体制の整備や必要に応じたモニタリング調査の実施
・県民への外来種問題の普及啓発 等

市町村

・管内の侵略的外来種の防除の実施 等

自然系博物館・動植物園・水族館等

・模範としての適正飼養の徹底, 情報発信 等

事業者(ペット業者・造園業者・土木業者等)

・外来種被害予防三原則に基づく適正な管理の実施 等

メディア等関係者

・正確な情報の発信 等

民間団体(NPO・NGO等)

・県民の参加による防除, それらを通じた普及啓発 等

教育機関

・教育現場における外来種問題の取り扱い 等

研究者・研究機関・学術団体

・防除の実践に役立つ研究の発展 等

防除実施事業者

・防除手法や防除技術に関する実践的な知見の集積 等

県民

・外来種被害予防三原則の遵守 等

